

品川区立ひらさん広場（多目的広場）地域利用実施要綱

平成25年7月24日 区長決定
要綱第124号

改正 平成27年4月1日決定
要綱第234号

改正 令和6年3月1日部長決定
要綱第53号

（目的）

第1条 この要綱は、品川区立公園条例および品川区立公園条例施行規則に基づき、品川区立ひらさん広場（多目的広場）[平塚三丁目9番1号]の地域利用（以下「地域利用」と言う。）について必要な手続を定め、円滑な地域利用の実施を図ることを目的とする。

（利用対象）

第2条 利用対象は、少年野球チーム（品川区少年野球連盟に所属するチームに限る）および少年サッカーチーム（品川区少年サッカー連盟に所属するチームに限る）、グランドゴルフチーム（品川区グランドゴルフ協会に所属するチームに限る）および平塚地区町会とする。ただし、区長が特に認める場合は、他の団体に利用を認めることができる。

（利用日および利用時間）

第3条 利用できる曜日・時間帯は別表第1に定めるとおりとする。ただし、区長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

（利用調整）

第4条 地域利用団体（以下「利用団体」と言う。）の代表者で構成する利用者協議会において月単位または四半期単位で利用の調整を行なう。

（利用申請）

第5条 地域利用にあたっては、スポーツ推進課より公園課に一括して「公園使用申請書」（品川区立公園条例施行規則第5条公園占用使用申請書）を提出し、その承認（品川区立公園条例施行規則第5条公園占用使用許可証）を受ける。スポーツ推進課は、利用者協議会における利用調整結果について利用予定一覧を公園課に提出する。

（利用管理）

第6条 利用団体は、多目的広場利用時に、責任を持って利用者の安全確保および多目的広場内の規律の保持にあたらなければならない。

2 利用団体は、利用中は利用承認書を携帯し、利用承認書の提示を求められた場合は提示しなければならない。

3 利用時における事故の責任は、原則として利用団体が負う。ただし、事故があった場合は、スポーツ推進課に報告するものとする。

4 利用団体は、利用にあたり第三者またはひらさん広場の建物等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（禁止事項および注意事項）

第7条 地域利用の利用団体は、公園課「区立公園・児童遊園使用申請取扱要領」に定める承認条件および禁止事項を遵守するほか、別表2に定める地域利用における禁止事項および注意事項を遵守しなければならない。

2 禁止事項および注意事項を守らない場合は、以後該当団体の利用を停止する。

（使用料）

第8条 使用料は、無料とする。

（委任）

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付則

この要綱は、平成25年9月7日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

地域利用施設	利用できる曜日	利用時間
ひらさん広場 多目的広場	土曜日 日曜日 国民の祝日 休日 (振替休日を含む) ただし、第 1、第 3 土曜日は午後のみとする。	午前 ① 8 : 30～10 : 30 ② 10 : 30～12 : 30
		午後 ③ 12 : 30～14 : 30 ④ 14 : 30～17 : 30

別表第 2（第 7 条関係）

禁 止 事 項	① ひらさん広場では喫煙をしないこと。 ② 8 : 30 より前に集合しないこと。 ③ 金属製スパイクは使用しないこと。 ④ ひらさん広場内の駐輪場以外に駐輪しないこと。
注 意 事 項	① 次の利用者の迷惑とならないよう利用時間内に多目的広場内の整備、トイレ清掃を行ない多目的広場に散水すること。 ② 当日最終利用団体は、終了後多目的広場の状態、用具、ゴミ、トイレ清掃等最終チェックを行なうこと。 ③ ゴミは必ず持ち帰ること。 ④ 利用団体は、協力して定期的に公園内の雑草除去および近隣のゴミ拾い活動を行なうこと。 ⑤ 利用団体は、適時駐輪場の自転車整理を行なうこと。